1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務 省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業(以下「地域生活支援事業」という。)のうち、門真市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業に係る費用負担に関する条例第2条第1号に規定する日常生活用具給付等事業に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の第8の項障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業(以下「地域生活支援事業」という。)のうち、門真市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業に係る費用負担に関する条例第2条第1号に規定する日常生活用具給付等事業に関する事務であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年十一月七日法律第百二十三号)第1条	門真市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 地域生活支援事業に係る費用負担に関する条例(平成18年門真市条例第26号) 第1条 門真市障害者等日常生活用具給付等要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人とし	第1条 この条例は、 <u>福祉の向上</u> に寄与するために行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条の地域生活支援事業(以下「地域生活支援事業」という。)を利用する <u>障害者等</u> に係る費用負担に関し必要な事項を定めるものとする。第1条 この要綱は、日常生活に支障のある障害者又は障害児の保護者(以下「障害者等」という。)に対し、特殊寝台等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付又は貸与(以下「給付等」という。)することにより、日常生活の便宜を図り、もって <u>障害者等</u> の <u>福祉の増進</u> に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		門真市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 地域生活支援事業に係る費用負担に関する条例(平成18年門真市条例第26号) 門真市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 地域生活支援事業に係る費用負担に関する条例施行規則(平成18年門真市規則 第58号) 門真市障害者等日常生活用具給付等要綱